

地域の中でみんなで子育て

広島市ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と
子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員となって、
お互いに子育てを助け合う組織（有償ボランティア）です。

広げよう 子育てサポートの輪!!



お問い合わせ窓口

	名称	電話	FAX	住所	受付時間
①	ファミリー・サポート・センター事務局	082-246-4455	082-246-9109	中区千田町三丁目8-6 健康科学館内	9:00～17:00 毎週月曜日、祝日の翌日（ただし、祝日、土日の場合は受付）その他年末年始、臨時休業日を除く
②	東区地域子育て支援センター	082-261-0315	082-568-7781	東区東蟹屋町9-34	8:30～17:15 月曜から金曜日 （祝日、8月6日、年末年始を除く）
③	南区地域子育て支援センター	082-250-4134	082-254-9184	南区皆実町一丁目4-46	
④	西区地域子育て支援センター	082-503-6288	082-233-9633	西区福島町二丁目24-1	
⑤	安佐南区地域子育て支援センター	082-877-2146	082-877-2146	安佐南区中須一丁目38-13	
⑥	安佐北区地域子育て支援センター	082-819-0617	082-819-0602	安佐北区可部三丁目19-22	
⑦	安芸区地域子育て支援センター	082-821-2821	082-821-2832	安芸区船越南三丁目2-16	
⑧	佐伯区地域子育て支援センター	082-921-5010	082-921-5010	佐伯区海老園一丁目4-5	

※①のファミリー・サポート・センター事務局では、会員登録に関する相談・入会申込みの受付のほか、会員登録後の援助の申込みや会員間の連絡調整、活動実績の報告等を取り扱います。

※②～⑧の各区地域子育て支援センターでは、会員登録に関する相談、入会申込みの受付を行います。

※入会申込みをされる場合は、上記お問い合わせ先に必ず事前に御連絡ください。

会員になるためには

入会申込み、会員登録が必要です 事前に各窓口へ御連絡ください

申込みの時に必要なもの

- ・登録する保護者の顔写真2枚
(縦3cm、横2.5cm)
- ・印鑑
- ・本人確認書類(官公署が発行した顔写真のある運転免許証、個人番号カード、パスポート等。顔写真のないものは健康保険証や年金手帳等2つ以上の書類。)

依頼会員

広島市内に居住し、0歳から小学校6年生までの子どものいる人。

入会申込み時に、40分程度の説明を受けていただきます。

提供会員

広島市内に居住し、心身ともに健康で、子育ての援助活動に理解と熱意がある20歳以上の人。

入会申込み前に、ファミリー・サポート・センターの実施する講習会を受講していただきます。

病児・病後児援助会員

提供会員のうち、ファミリー・サポート・センターの実施する「病児・病後児援助についての専門講習会」を受講した人。

両方会員

依頼会員、提供会員の両方を兼ねることもできます。

- ※入会金・会費は無料ですが、利用に際しては、依頼会員から提供会員へ定められた利用料金の支払いが必要です。
- ※講習会の受講については、ファミリー・サポート・センター事務局へお問い合わせください。

援助の内容 (対象児0才～小学校6年生)

- 保育園、幼稚園などの保育開始時間まで、または保育終了時間後に子どもを預かります。
 - 保育施設等へ子どもを送迎します。
 - 放課後児童クラブ終了後に子どもを預かります。
 - 学校の放課後に子どもを預かります。
 - 病気や病気の回復期の子ども(医療機関受診済みの場合に限る。)を預かります。
 - 急な残業、出張の際の宿泊を伴う子どもの預かりをします。
 - 冠婚葬祭や買い物、学校行事の時などに子どもを預かります。
 - その他、急な用事の時などに子どもを預かります。
- ※家事援助はできません。

利用にあたって

- 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行います。
- 両会員の合意があれば、早朝、夜間にわたる活動も可能です。
- 食事(ミルク)代、おやつ代、おむつ代及び送迎の場合の交通費等については、利用料金とは別に依頼会員から提供会員へ実費の支払いが必要です。
- 会員相互の万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センターでは補償保険に加入しています。
(保険料はファミリー・サポート・センターが負担します。)

会員登録から利用開始までの流れ

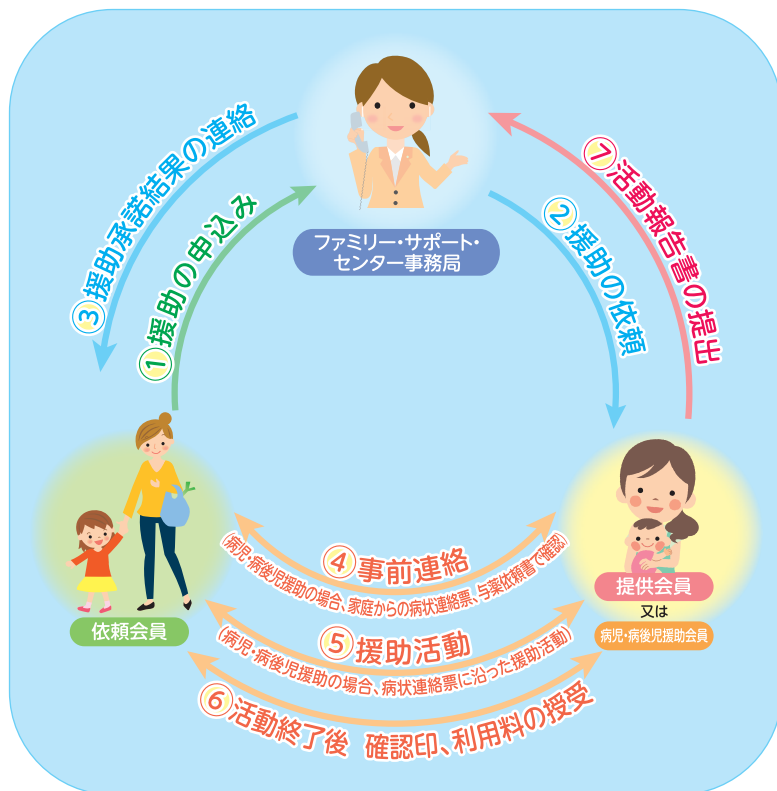
登録終了後は、まず、依頼会員と提供会員の
事前打ち合わせ(マッチング)を行います。

ファミリー・サポート・センター事務局より、依頼会員と提供会員をお互いに紹介した後、依頼会員が子どもと一緒に提供会員の自宅を訪問して、事前打ち合わせを行います。

ここで、援助を希望する時間や内容等を直接打ち合わせます。

事前打ち合わせの結果、双方が援助内容等を了承し、ファミリー・サポート・センター事務局にその結果を報告した時点から、利用が開始できます。

援助活動の流れ



利用料金の基準

活 動 時 間	1時間あたりの利用料金
月曜日～金曜日 《午前7時～午後7時》	700円 (病児・病後児 900円)
土曜日・日曜日・祝日 上記の時間帯以外	900円 (病児・病後児 1,100円)

※2人目からは半額となります。

※依頼を取り消す場合、以下のキャンセル料が発生します。
(前日までのキャンセルは、無料です。)

当日、援助開始時間まで:半額 依頼開始時間を経過後:全額